

任意継続被保険者の資格喪失事由と資格喪失日

- ◇任意継続被保険者期間が2年間を経過したとき（2年が経過した日）
- ◇任意継続被保険者が死亡したとき（死亡日の翌日）
- ◇保険料を納付期限までに納付しないとき（納付期限の翌日）
- ◇健康保険の被保険者資格を取得したとき（資格取得日と同日）
- ◇船員保険の被保険者資格を取得したとき（資格取得日と同日）
- ◇後期高齢者医療の被保険者等となったとき（被保険者等になった日と同日）

新規 任意継続被保険者から申し出があったとき（申出書を受領した翌月1日）

・資格喪失の申出手続をする場合

「健康保険任意継続被保険者資格喪失申出書」を健保へ提出してください。

[健康保険任意継続被保険者資格喪失申出書はこちら](#)

